

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月2日
【会社名】	株式会社バルクホールディングス
【英訳名】	VLC HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石原 紀彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
【電話番号】	03-5649-2500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 五十嵐 雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
【電話番号】	03-5649-2500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 五十嵐 雅人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第3回新株予約権) その他の者に対する割当 12,000,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,123,200,000円 (第4回新株予約権) その他の者に対する割当 290,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 348,290,000円 (注)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年6月25日付で提出いたしました有価証券届出書及び平成30年6月29日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項について、平成30年7月2日付で有価証券報告書（第24期事業年度）を提出したことに伴い、当該有価証券報告書を組込情報とし、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて
2. 設備計画の変更について
3. 臨時報告書の提出について
4. 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

< 訂正前 >

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期）及び四半期報告書（第24期第3 四半期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年6月25日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成30年6月25日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

< 訂正後 >

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第24期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年7月2日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年7月2日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 設備計画の変更について

< 訂正前 >

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第23期)の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成30年6月25日)現在、下表のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増 加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
Strategic Cyber Holdings LLC	NYコマー シャルア リーナ (米国 ニューヨ ーク州)	コンサル ティング事 業	ライセンス、サ イバーセキュ リティレーニ ング設備一式	556百万円	250百万円	増資資金及 び自己資金	平成30年 1月	平成30年 7月	-

(注) 1 上記金額には消費税は含まれておりません。

2 投資予定金額の総額は、予算上の為替レート(1米ドル=110.00円)で算出しております。また、為替の変動等により、今後の投資予定金額の総額に大幅な変更もあり得ます。また、総額556百万円のうち、165百万円につきましては、設備の納入元から現物出資を受ける予定です。

3 完成後の増加能力は、算出が困難なため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

< 訂正後 >

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第24期)の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年7月2日)現在、下表のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増 加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
Strategic Cyber Holdings LLC	NYコマー シャルア リーナ (米国 ニューヨ ーク州)	コンサル ティング事 業	ライセンス、サ イバーセキュ リティレーニ ング設備一式	556百万円	250百万円	増資資金及 び自己資金	平成30年 1月	平成30年 7月	-

(注) 1 上記金額には消費税は含まれておりません。

2 投資予定金額の総額は、予算上の為替レート(1米ドル=110.00円)で算出しております。また、為替の変動等により、今後の投資予定金額の総額に大幅な変更もあり得ます。また、総額556百万円のうち、165百万円につきましては、設備の納入元から現物出資を受ける予定です。

3 完成後の増加能力は、算出が困難なため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

< 訂正前 >

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書の提出日(平成29年6月30日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年6月29日)までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

< 以下略 >

< 訂正後 >

「3. 臨時報告書の提出について」の全文削除

< 訂正前 >

4. 最近の業績の概要について

平成30年5月14日開催の取締役会において決議され、同日に公表された第24期連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

< 以下略 >

< 訂正後 >

「4. 最近の業績の概要について」の全文削除

第四部【組込情報】

< 訂正前 >

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

< 訂正後 >

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年7月2日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年7月2日

株式会社 バルクホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 関本 享
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛利 優
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年6月25日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当の方法により、第3回及び第4回新株予約権並びに私募債である無担保社債の発行を行うことを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルクホールディングス及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社バルクホールディングスの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社バルクホールディングスが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年7月2日

株式会社 バルクホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 関本 享
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛利 優
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年6月25日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当の方法により、第3回及び第4回新株予約権並びに私募債である無担保社債の発行を行うことを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルクホールディングスの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。